

○ 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成二年法務省告示第百三十一号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「法」という。）第七条第一項第二号の規定に基づき、同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動であらかじめ定めるものを次のとおり定める。</p> <p>一〇十二（略）</p> <p>十三 令和七年に開催される二千二十五年日本国際博覧会の関係者であつて、公益社団法人二千二十五年日本国際博覧会協会（平成三十一年一月三十日に一般社団法人二千二十五年日本国際博覧会協会という名称で設立された法人をいう。）が適当と認めるものが、当該博覧会に係る事業に従事する活動</p> <p>十四 前号に掲げる活動を指定されて在留する者</p>	<p>出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「法」という。）第七条第一項第二号の規定に基づき、同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動であらかじめ定めるものを次のとおり定める。</p> <p>一〇十二（同上）</p> <p>十三及び十四 削除</p>

の配偶者又は子として行う日常的な活動

十五〜四十七 (略)

四十八及び四十九 削除

五十 (略)

別表第一〜別表第十二 (略)

十五〜四十七 (同上)

四十八 東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の関係者であつて、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会(平成二十六年一月二十四日に一般財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会という名称で設立された法人をいう。)が適当と認めるものが、当該大会に係る事業に従事する活動

四十九 前号に掲げる活動を指定されて在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動

五十 (同上)

別表第一〜別表第十二 (同上)

○ 出入国管理及び難民認定法施行規則別表第四の法別表第一の五の表の特定活動の項の下欄に掲げる活動（特定活動）の項下欄の規定に基づき法務大臣が定める者を定める件（平成二十二年法務省告示第六百二十三号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>一〇八（略）</p> <p>九 特定活動告示第十三号に掲げる活動を行おうとする者にあつては、公益社団法人二千二十五年日本国際博覧会協会（平成三十一年一月三十日に一般社団法人二千二十五年日本国際博覧会協会という名称で設立された法人をいう。以下「博覧会協会」という。）の職員又は令和七年に開催される二千二十五年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の関係者であつて、博覧会協会が適当と認めるもの</p> <p>十 特定活動告示第十四号に掲げる活動を行おうとする者にあつては、特定活動告示第十三号に</p>	<p>一〇八（同上）</p> <p>九 特定活動告示第四十八号に掲げる活動を行おうとする者にあつては、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（平成二十六年一月二十四日に一般財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会という名称で設立された法人をいう。以下「組織委員会」という。）の職員又は東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の関係者であつて、組織委員会が適当と認めるもの</p> <p>十 特定活動告示第四十九号に掲げる活動を行おうとする者にあつては、特定活動告示第四十八</p>

掲げる活動を行おうとする者又は当該者の在留資格認定証明書の交付の申請の代理人となつて
いる者

号に掲げる活動を行おうとする者又は当該者の在留資格認定証明書の交付の申請の代理人となつて
いる者